

事 務 連 絡
令和 6 年 11 月 7 日

各都道府県民生主管部（局）	}	御中
障害保健福祉主管部（局）		
介護保険主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）		
後期高齢者医療主管課（部）		
各指定都市民生主管部（局）		
障害保健福祉主管部（局）		
介護保険主管部（局）		
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局		

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室
厚生労働省社会・援護局地域福祉課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

「高齢者・障害者等の要配慮者の方々におけるマイナンバーカードの健康保険証利用について（支援者・ご家族向けご説明資料）」及び高齢者・要配慮者向けリーフレットについて（周知依頼）

平素より、厚生労働行政につきまして、格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
現行の健康保険証については、令和 6 年 12 月 2 日から新規発行が終了し、その後は健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）を基本とする仕組みに移行していきます。

マイナ保険証は、医療の質の向上につながるものであり、マイナ保険証で医療機関・薬局を受診等することにより、患者本人の健康・医療情報に基づいた、より適切な医療を受けていただくことが可能となること、限度額適用認定証等を事前に申請しない場合においても、高額療養費制度における支払が免除されるなどのメリットがあり、こうしたメリットは特に医療機関を受診する機会の多い高齢者等にとって、より大きいものと考えられます。加えて、高齢者施設等の福祉施設を利用する方においては、例えば薬剤情報を思い出せない場合やお薬手帳を紛失した場合等でも、これまでの診療・投薬履歴を正確に医療機関等に伝達することなどができるようになるほか、福祉施設・支援団体等のスタッフにおいても、施設利用者がマイナ保険証を取得することにより、従来、新たな健康保険証が発行されるたびに必要であった健康保険証の更新に係る管理負担を軽減するなどのメリットが期待されます。

一方、高齢者や障害者の方など、マイナ保険証の利用にあたって配慮を必要とする方々においては、申請いただくことで各医療保険の保険者から資格確認書が交付されます。また、後期高齢者医療制度の被保険者で現行の健康保険証が失効する方においては、マイナ保険証を保有していても、令和7年7月末までの暫定措置として申請によらず資格確認書が交付されます。マイナ保険証のご利用が難しい方においては、この資格確認書をご利用いただくことで、これまで通りの医療を受けることが可能となります。

今般、マイナ保険証や資格確認書の内容を記載した、高齢者・障害者の方などがマイナ保険証をご利用するにあたっての支援者やご家族の方に向けたマニュアル「高齢者・障害者等の要配慮者の方々におけるマイナンバーカードの健康保険証利用について（支援者・ご家族向け御説明資料）」を作成いたしました。

また、支援者の方が、支援対象者やそのご家族の方にマイナ保険証や資格確認書の内容を御説明いただく際のリーフレットを作成いたしました。

つきましては、別添資料について関係方に周知をお願いいたします。

<別添資料>

- 高齢者・障害者等の要配慮者の方々におけるマイナンバーカードの健康保険証利用について（支援者・ご家族向けご説明資料）
- 高齢者向けリーフレット
- 要配慮者向けリーフレット
- 汎用リーフレット

厚生労働省保険局医療介護連携政策保険データ企画室 担 当：鈴木、草野、富田、酒井、高内 電 話：03-3595-2174（直通） メール： suisin@mhlw.go.jp
